

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法 の一部を改正する法律の概要

最近の我が国経済をめぐる状況に鑑み、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じた当該需要に応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を引き続き図るため、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限を10年間延長する。

背景

- 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法(平成27年法律第35号)に基づいて平成27年11月に設立された官民ファンドであり、我が国経済の持続的な成長に寄与することを目的として、海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対してリスクマネー供給等の支援を行っている。
- 我が国においては、日本企業が海外で実施するデジタルインフラ事業等に対して、民間金融が持続的・安定的に長期・大規模なリスクマネーを供給することが難しい状況が続いており、また、グローバルな環境変化に応じて、経済安全保障の確保の観点から、JICTが支援対象とするデジタルインフラ等の海外展開の重要性が増してきている。
- JICTが支援するデジタルインフラ事業等は開発から投資回収までに10年程度を要しているところ、JICTが保有する株式処分等の期限(令和18年3月31日)の到来まで10年程度となる中、期限内の投資回収が見込めないために支援が困難となっている事例が出始めている状況にあるため、JICTによる持続的なリスクマネー供給を可能とするための措置が必要である。

改正の概要

JICTが保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分等に係る期限の延長

JICTが保有する株式等及び債権の譲渡その他の処分期限及びJICTが債務の保証を行う場合における対象貸付金の償還期限(現行:令和18年3月31日)をそれぞれ10年間延長し、令和28年3月31日に改める。【第27条関係】